研修履歴の記録及び研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励について

以下の通り「教育公務員特例法第 22 条の６第２項に規定する資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項」を定める。

（１）対象となる教師の範囲

公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の校長（園長を含む）、副校長（副園長を含む）、教頭、教諭、助教諭等

※再任用教員（フルタイム/ハーフタイム）は対象。県費講師など臨時的任用職員は研修履歴の記録を作成する必要はない。

（２）研修履歴の記録の目的

対話に基づく受講奨励の際に当該記録を活用することにより、教師が自らの学びを振り返るとともに、学校管理職等が研修の奨励を含む適切な指導助言を行うことにより、効果的かつ主体的な資質向上・能力開発に資することを目的としている。

（３）研修履歴の記録の範囲

【必須】① 初任者研修及び指定研修
② 大学院修学休業により履修した大学院の課程等
③ 県教育委員会が開設した免許法認定講習による単位の修得
【任意】④ 上記①～③以外の研修や自身が研修になったと考えている取組等

（４）研修履歴の記録の内容

受講年度、研修名、研修運営・実施者、研修開始日

（５）研修履歴の記録の方法

・全国教員研修プラットフォーム Plant に記録する。
・（３）①は総合教育センターが、受講修了後に記録処理を行うため、受講者による入力はできない。（※総合教育センターの希望研修も、受講修了後に総合教育センターが記録処理を行う。）
・（３）②～④については受講者各自が全国教員研修プラットフォーム Plant に受講履歴登録を行う。（全国教員研修プラットフォーム Plant 教員向けマニュアル（長野県版） p20～参照）

（６）研修履歴の記録の時期

・指導助言者との期末面談の前までに、全国教員研修プラットフォーム Plant に記録し、面談を行う。

（７）研修履歴の記録の閲覧・提供

・任命権者、服務監督権者、学校管理職、教師が研修履歴の記録を共有する。
※全国教員研修プラットフォーム Plant に登録した校長の個人記録簿は、市町村（学校組合）教育委員会へ提出する必要ない。また、市町村（学校組合）教育委員会は、個人記録簿を県教育委員会へ提出する必要はない。

（８）対話に基づく受講奨励の方法・時期

・校長は、法律上指導助言者である教育委員会との年度当初の面談、年度末の面談時
・教員は、校長との期首面談、期末面談時

（９）令和５年度・６年度に作成した「研修受講履歴個人記録簿」の異動時の扱い

・対象となる校長が異動する場合、令和５年度・６年度に作成した紙媒体のみ、校長は**異動先の市町村（学校組合）教育委員会へ**評価支援シートと併せて自身の記録簿を送付する。
・対象となる教員が異動する場合、令和５年度、６年度に作成した紙媒体のみ、所属長は教員の**異動先の学校**へ評価支援シートと併せて個人記録簿を送付する。

	令和６年度末	令和７年度末	令和８年度末	令和９年度末	令和 10 年度末	令和 11 年度末
令和５年度作成分	送付	送付	送付	送付		
令和６年度作成分	送付	送付	送付	送付	送付	

（行政文書の管理に関する規定により作成年度から５年間保管）